

船舶事故調査報告書

平成24年9月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成23年7月3日（日） 14時30分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖南西部の北比良沖 滋賀県大津市所在の男松三等三角点から真方位200° 1,300m 付近（概位 北緯35° 13.1′ 東経135° 57.5′）
事故調査の経過	平成23年9月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 定員	モーターボート ブルーツリー号、1.6トン 253-32009滋賀、個人所有 5.36m（Lr）×2.36m×1.20m、FRP ガソリン機関2基、348kW（合計）、平成22年9月 7人
乗組員等に関する情報	船長 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年9月6日 免許証交付日 平成23年2月3日 （平成27年1月28日まで有効） 同乗者A 男性 22歳
死傷者等	軽傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aほか6人を乗せ、テレビ番組収録のため、琵琶湖南西部の北比良沖で漂泊し、同乗者1人及びウェイクボードを湖面に降ろした。 船長は、ウェイクボードのけん引に先立ち、同乗者Aにけん引ロープ（ナイロン製、長さ約20m、直径約12mm）の繰り出し方を教示したのち、船首が南西方に向いている状態から航走を開始し、徐々に速力を上げた。 同乗者Aは、右舷船尾付近で左舷方を向き、船内に残っていた長さ数mのけん引ロープを両手で持ちながら繰り出していたところ、同ロープが右手に絡み、平成23年7月3日14時30分ごろ右母指に巻き付いたけん引ロープが張って負傷した。

	<p>同乗者Aは、本船が出発地の大津市所在のマリーナに戻ったのち、同乗者の車で病院まで搬送され、右母指末節骨開放骨折等と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好</p>
その他の事項	<p>船長は、ウェイクボードをけん引するために航走を開始したのち、けん引ロープを手放すタイミングになっても、同乗者Aがけん引ロープを手にしているのを認め、けん引ロープを手放すよう指示をしたが、同乗者Aはけん引ロープを手放さなかった。</p> <p>船長は、けん引ロープが張った際、時速約30kmの速力に達していたと思った。</p> <p>船長は、同乗者Aをウェイクボードのけん引ロープを繰り出す者とするを番組ディレクターから要請された。</p> <p>同乗者Aは、航走しながらけん引ロープを繰り出すのは初めてであった。</p> <p>船内に残っていたロープは、整頓されていなかった。</p> <p>船長は、本船の定員は7人であり、1人定員超過していたが、番組ディレクターの依頼を受けて本船を運航した。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>本船は、琵琶湖南西部の北比良沖において、ウェイクボードのけん引ロープを繰り出しながら航走中、船長が、けん引ロープを手放すタイミングになっても同ロープを手にしている同乗者Aを認め、放すよう指示をしたものの、同乗者Aはけん引ロープを放さなかったが、航走を続けたことから、けん引ロープが同乗者Aの右手に絡み、右母指に巻き付いたけん引ロープが張って負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、最大搭載人員を超えて同乗者を搭載してはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、琵琶湖南西部の北比良沖において、ウェイクボードのけん引ロープを繰り出しながら航走中、船長が、けん引ロープを手放すタイミングになっても同ロープを手にしている同乗者Aを認め、放すよう指示をしたものの、同乗者Aはけん引ロープを放さなかったが、航走を続けたため、けん引ロープが同乗者Aの右手に絡み、右母指に巻き付いたけん引ロープが張ったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停泊している状態からウェイクボード等をけん引する場合、事前にけん引ロープがもつれないように整理し、同ロープを推進器に影響を及ぼさない湖面（海面）に浮かべてから航走を始めるこ

	<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none">・けん引ロープが張るまでは、極微速で航走すること。・けん引ロープを湖面（海面）に浮かべることができない場合には、同ロープを繰り出す者は、経験者とすることが望ましい。
--	---